

弥富市告示第 1 2 7 号

弥富市火葬場条例施行規則（昭和50年弥富町規則第2号）第 2 条の規定に基づく休場日を次のように告示する。

令和 6 年 1 0 月 1 日

弥富市長 安 藤 正 明

令和 7 年における火葬場の休場日						
1 月	2 日	8 日	1 4 日	2 0 日	2 6 日	3 0 日
2 月	5 日	1 1 日	1 7 日	2 3 日	2 8 日	
3 月	6 日	1 2 日	1 8 日	2 4 日		
4 月	3 日	9 日	1 5 日	2 1 日	2 7 日	
5 月	2 日	8 日	1 4 日	2 0 日	2 6 日	3 0 日
6 月	5 日	1 1 日	1 7 日	2 3 日	2 7 日	
7 月	3 日	9 日	1 5 日	2 1 日	2 7 日	
8 月	2 日	8 日	1 4 日	2 0 日	2 4 日	3 0 日
9 月	5 日	1 1 日	1 7 日	2 2 日	2 8 日	
1 0 月	4 日	1 0 日	1 6 日	2 6 日		
1 1 月	1 日	7 日	1 3 日	1 9 日	2 4 日	3 0 日
1 2 月	6 日	1 2 日	1 8 日	2 3 日	2 9 日	

弥富市火葬場条例施行規則

第 2 条 弥富市火葬場の休場日は、慣習等の事由により市長が必要があると認めて告示した日及び 1 月 1 日とする。

2 市長は、特に必要があると認めたときは、臨時に前項の休場日を変更することができる。